

10 2019
October

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2019 11 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30		1 大安	2 赤口	3 先勝	4 友引	5 先負
6 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝	10 友引 9月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (9月雇入分)	11 先負	12 仏滅
13 大安	14 赤口 体育の日	15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安
20 赤口	21 先勝	22 友引 即位礼正殿の儀	23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口
27 先勝	28 仏滅	29 大安	30 赤口	31 先勝 労働者死傷病報告 (休業4日未 満) の提出 (7~9月分) 外国人雇用状況届出書 (9月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付 (9月分)	労働保険概算保険料分割納付第 2期分の納付	

10 総務・経理のお仕事カレンダー 月の**税務**と**労務**

税務

- 9月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 10月10日 (木) まで
- 2019年8月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり (消費税を除く)。
→ 決算応当日 (月末決算では2019年10月31日 (木)) まで
- 2020年2月決算法人の中間申告 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では2019年10月31日 (木)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち2019年11月・2020年2月・5月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では2019年10月31日 (木)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) の年税額が4,800万円超の法人) のうち7月・8月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では2019年10月31日 (木)) まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (9月雇入分)
→ 10月10日 (木) まで

- 労働保険概算保険料分割納付第2期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→ 10月31日 (木) まで
 - 労働者死傷病報告の提出 (休業4日未満、7~9月分)
→ 10月31日 (木) まで
 - 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の9月雇入・離職分)
→ 10月31日 (木) まで
 - 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (9月分)
→ 10月31日 (木) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

消費税率引上げによる 食事補助への影響

従業員への食事補助につき消費税率引上げに伴う税務・労務の注意点を説明します。

【税務上の注意点】

会社負担額 (残業等を除く) が月額3,500円以下かつ負担割合50%未満であれば、会社負担分は給与課税されません。この3,500円は税抜、50%は税込で判定するため、注意が必要です。

【労務上の注意点】

協会健保及び厚生年金の報酬月額に含まれる食事補助 (現物給与) の価額は実際の費用に関係なく、厚生労働大臣が毎年定める額が基準となっています。そのため、消費税率引上げ・軽減税率制度導入の直接的な影響はありません。



で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



売掛金が回収不能になったときは?

● 貸倒損失の損金算入

会社が有する金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金等）について、債務者の倒産や債務者の資産状況、支払能力等からみて回収できないことが明らかである等の事実が生じた場合には、その事実が生じた事業年度に貸倒損失として損金に算入することができます。

しかし、税務上、金銭債権について貸倒損失として損金に算入できるかどうかの判定基準が非常に厳しく規定されており、単に回収が遅れたというだけでは貸倒損失として損金に算入することはできません。

なお、貸倒損失は、回収不能の事実が明らかになった事業年度に計上する必要があり、計上時期が早すぎても、遅すぎても損金算入が認められないので注意が必要です。

● 税務上の貸倒損失の取扱い

次の図は、金銭債権に貸倒れが生じた際の税務上の取扱いをまとめたものです。

金銭債権（3のケースは売掛債権のみ）について次のような事実が生じた場合には、その事業年度に貸倒損失として損金の額に算入されます。

なお、税務上、損金として認められるためには、金銭債権の回収不能が客観的にみて明らかである証拠資料等*の整備が必要となります。

* 更生計画認可の決定等に基づく切捨額の決定書、債権放棄通知書、事業閉鎖となっている書類、債務者の決算書や回収の努力をしたことを示す書類等

貸倒れの事実

1

金銭債権が法的に
切り捨てられた場合

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- ①更生計画認可の決定や再生計画認可の決定等によって切り捨てられた金額
- ②債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

2

金銭債権の全額が回
収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金処理することができます。

なお、担保物があるときは、原則としてその担保物を処分し、その処分によって受け入れた金額を控除した残額について、その全額が回収できないかどうかを判定することになります。

3

一定期間取引停止後
弁済がない場合等

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権*1について、その売掛債権の額から備忘価額（通常は1円）を控除した残額を貸倒れとして損金処理することができます。

- ①継続的取引*2をしていた債務者につき資産状況、支払能力等が悪化したため取引を停止し、その後原則として1年以上経過したとき
- ②同一地域の債務者に有する売掛債権の回収に要する旅費等の金額よりも売掛債権額の方が小さいとき

*1 売掛債権とは、売掛金、受取手形その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権は含まれません。

*2 継続取引が前提となっているため、不動産取引等のように、たまたま行った取引に係る売掛債権については適用できません。